

平成 19 年 9 月 7 日

## 会計監査（監査法人）に関する研究会報告書

### はじめに

金融市場の発展は、資金提供者である投資者及び資金調達者である企業と市場が適切に結びついて実現するものである。金融市場において投資者と企業を結ぶディスクロージャー制度は、自己責任原則に基づく投資判断を支える重要なインフラストラクチャーである。我が国ではここ 10 年間に、会計基準の整備改善が大幅に進展し、国際的にも遜色のない水準に至っているが、近時、開示情報に関する不適切な事例が頻発しており、新たな課題となっている。金融商品取引法では内部統制報告の制度化が行われるなど、ディスクロージャー制度の焦点が開示情報の信頼性確保に移ってきている。このような中で会計監査、なかんずく監査の主たる担い手である監査法人に対して、社会的に大きな関心が集まってきているように思われる。

近時の不適切な監査事例をみると、被監査会社との不適切な関係や馴れ合いを要因とするもの、法令や会計基準などの隙間あるいは制度の改変に適切に対応できる実務能力や審査能力などの不備といった監査体制の問題に起因するものがある。これらのケースに対しては、平成 15 年及び平成 19 年の 2 度に亘る公認会計士法の改正により、独立性規制の強化や行政によるモニタリングの導入、行政処分が多様化などの対応が図られ、また、監査手続きの充実、品質管理基準の設定など監査ルールの整備改善が進められてきている（平成 19 年改正について 参考 3 参照）。

一方、公認会計士の質的量的確保及びその育成上の問題、監査法人のガバナンスや運営管理のノウハウ不足、監査報酬など実態上の問題が指摘され、こうした問題に的確に対応していかなければ、法令や監査上のルールが求める所期の目的を十分に果たせず、社会的な期待に応えられないのではないかと指摘も見られる。こういった要因に関しては、行政当局による取り組みにとどまらず、法令や監査上のルールに魂を入れ、公認会計士の監査業務に

対する意欲を高める等の観点からも、監査法人自身による運営の改善や、それを支える日本公認会計士協会の取り組みなどを通じて公認会計士界全体の課題として取り組んでいくことが重要と考えられる。

本研究会（金融研究研修センターの研究の一つとして、昨年12月から別添メンバーによる研究会を、本年6月まで6回にわたり開催した。）では、法制度や監査ルール整備の進む中で監査機能の中核を担うべきと位置づけられ、そのための適切な体制整備が求められてきた、監査法人の実態上の問題に的を絞って検討することとした。勿論監査法人を考えることは、公認会計士個人個人のあり方や日本公認会計士協会、会計教育のあり方などにも関連するため、必要に応じてこれらについても言及している。

本研究会で取り上げるべき事柄は多岐にわたることから、まず、わが国の公認会計士による会計監査制度を俯瞰して、現状の課題を総論として述べている。さらに、監査法人が対処すべき課題を、監査法人の管理運営、監査業務の向上、監査時間と報酬、人材の育成と確保、社会的責任とサポートに整理して、各論として考えうる方向性を示すとともに、研究会に参加した実務家からのコメントを付している。なお、研究会報告としての報告をとりまとめたが、所属する先の公式見解ではないことを、念のためおことわりする。

また、中堅監査法人の公認会計士、企業内の公認会計士、米国で実務を行う公認会計士からヒアリングを実施し、検討の参考にしている。